令和2年度 広島県相談支援従事者初任者研修講義部分(2日間)応募要領

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、次のとおり変更を行います。御理解と御協力をお願いいたします。

- ①相談支援従事者初任者研修講義部分(2日間)をオンラインにて実施
- ②相談支援従事者初任者研修(後半5日間)を延期(延期時期未定)

延期に伴い、この度の募集では「初任者研修講義部分(2日間)」のみ受付を行い、「初任者研修(後半5日間)」については別途募集をいたします。

ただし、「初任者研修(後半5日間)」は、「初任者研修講義部分(2日間)」を修了した者のみが受講可能ですので、相談支援専門員として従事予定の方は、必ず今回の募集にお申込みください。

受講方法

- ・講義の配信はエヌ・ティ・ティ・スマートコネクト株式会社の提供する動画配信サービスを使用 して行います。
- ・講義は、開催日程の2日間のみ視聴が可能です。カリキュラムの時間割に沿って配信し、遡って 視聴をすることはできません。プログラムの全課程を視聴し、所定の課題を期日までに提出した 者に対し、修了証書の発行を行います。
- ・講義を視聴するための ID・パスワード及び URL は受講決定時に通知します。研修当日に、通知の URL にアクセスしていただき、割り当てられた ID とパスワードによりログインすることで、動画 の視聴が可能になります。

受講環境

- ・動画の視聴は、事業所または個人所有のコンピュータ、スマートフォン、タブレット等の動画の 視聴ができる機器を全て使用可能です。
- ・使用機器は、常に電源に繋いだ状態で使用するなど、バッテリー切れ等を起こさないように留意 してください。
- ・Wi-Fi もしくは LAN ケーブルの有線接続環境下で視聴してください。通信量が非常に多いため、 4G 等の携帯電話回線での接続の場合、利用制限がかかることや多額の通信費用が発生すること があります。

動作確認

エヌ・ティ・ティ・スマートコネクト株式会社が、動作確認用のテストアニメーションを配信しております。あらかじめ、受講時に使用予定の機器から視聴が可能か確認を行ってください。 [動画 URL]

https://ovp-player.smartstream.ne.jp/mbwest/output/player/550831ab73da44c8a1f0f792d6d1b4d1/index.html?mp=28d308a9809949cd92cc8d89fbae66da&ts=1579742604

※受講を希望される方で、オンラインでの受講環境を用意することが困難な方や動作確認のアニメーションが視聴できなかった方は、<u>5月29日(金)</u>までに、研修事務局に電話にてお知らせください。6月以降に判明した場合は、速やかに研修事務局にご連絡ください。

研修事務局: 社会福祉法人 尾道さつき会 082-275-5445

1 目 的

本研修では、地域の障害者等の意向に基づく地域生活の実現及び法の適切かつ円滑な運営を目的とし、 指定計画相談支援等に従事する者(相談支援専門員)、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理 を行う者(サービス管理責任者)及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者(児童 発達支援管理責任者)の養成を行います。

2 実施主体及び研修事務局

実施主体 広島県

研修事務局 社会福祉法人 尾道さつき会

3 研修期間・会場・定員

会 場	開催日程	定員見込
オンライン開催 (講義の配信を行う URL は受講決定通知に記載します。)	6月25日(木) 26日(金)	700

4 研修カリキュラム概要(調整中)

כו שון ועו	ノイエノム例女(剛正丁)		
日程	概要		
	研修の目的とケアマネジメントの目指すもの		
1 🗆 🗏	相談支援の目的		
1月月	相談支援の基本的視点		
	相談支援に必要な技術		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の理念・現		
	状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法における相		
2日目	談支援の基本		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法律における計画作成とサービス		
	提供のプロセス		
	相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点		

[※]両日ともおおよそ9:00~17:30の間に講義を行います。

5 問い合わせ

申込や研修受講に関する問い合わせは、研修事務局にしてください。問い合わせの内容によっては、県から折り返し連絡をする可能性があります。

問い合わせ先	電話番号	受付時間
研修事務局 社会福祉法人 尾道さつき会	082-275-5445	平日 9:00~17:00

毎年,問い合わせが非常に多く電話がつながりにくくなっております。応募要領及び広島県ホームページ (https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syokougi02.html)を確認いただいたうえで、お問い合わせいただき ますようお願いします。

6 受講対象者

次の(1)から(3)のすべてを満たす者を受講対象者とします。受講修了後に応募要領に違反する事実が 発覚した場合については、修了を取消す場合があります。

- (1) 次の①と②のいずれかに該当すること
 - ① 相談支援専門員の配置要件として、国が定めた実務経験を満たす者であること
 - ② サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修の受講要件として,国が定めた実務経験を満たす者であること
 - ※実務経験の詳細は、別紙1「相談支援専門員の実務要件」、別紙2「サービス管理責任者の実務要件」、別紙3「児 童発達支援管理責任者の実務要件」を参照してください。
- (2) 次の①から④のいずれかに該当すること
 - ① 相談支援専門員として従事しようとする者
 - ② サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事しようとする者
 - ③ 社会福祉士,精神保健福祉士,介護福祉士,作業療法士,理学療法士,保健師,看護師など,相 談支援の手法を用いて障害者の相談支援業務に従事しようとする者
 - ④ 市町及び県厚生環境事業所並びに保健所等の職員で、障害者支援業務に従事する者
- (3) 研修受講等に係る責任を負う事業所(所属もしくは所属予定の事業所等)からの推薦が得られる者 研修受講の申込みは法人単位でのみ可能であり、個人からの申込みは受付できません。

7 申込みについて

(1) 申込方法

研修事務局にメール又は郵送にて申込みをしてください。FAX や持ち込みによる提出は受け付けません。

申込方法	提出先	申込期限
メールの場合	宛先: web@satukikai.com 件名: 初任者研修申込み	6月 10 日(水)
郵送の場合	〒730-0853 広島市中区堺町一丁目5-10フローラル茶柱2階 社会福祉法人尾道さつき会 研修事務局	<u>必着</u>

(2) 必要書類及び提出期限

必要様式は広島県ホームページに掲載していますのでダウンロードして使用してください。

必要書類		様式		
受講推薦(申込)書		メール申込の場合	様式1	
又計	文神推廣(中心) 音		郵送申込の場合	様式2
添	アー実務経験証明書類一式		実務経験総括表	
付			実務経験証明書の写し	
書	イ	資格証の写し(実務経験の証明に必要な場合のみ)	_	
類	ウ	合理的配慮申出書(合理的配慮を要する場合のみ)	様式3	
様	様式のダウンロード: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syokougi02.html			

(3) 留意事項

- ア 実務経験証明書は、記載内容が同等であれば任意の様式で構いません。提出された証明書の返却は行いませんので、原本ではなく写しを提出してください。
- イ 受講推薦(申込)書等に不備がある場合や必要書類の添付がない場合は、申込を受け付けない場合がありますので、よく内容を確認した上で送付してください。特に氏名の漢字、生年月日は受講推薦(申込)書に記載のとおりに修了証に印字されますので間違いのないよう、確認してください。
- ウ メール申込の際の添付書類はPDF形式にて、様式1「受講推薦(申込)書[Excel 形式]」と一緒に、メール 送信してください。様式1「受講推薦(申込)書」は Excel 形式のままでメールに添付してください。
- エ 返信用封筒は必要ありません。

8 受講決定

本研修は受講申込者が多数見込まれるため、申込者が指定する推薦順位や受講希望者の業務予定及び実務経験の状況等を踏まえて選定することとします。また定員を超えた場合等は、県内の事業所からの申込者を優先します。

選定の結果,受講が決定した者には「受講決定通知書」及び研修テキストを,不決定とした者には「受講不決定通知書」を送付します。受講決定後の受講者の変更はできません。

受講決定通知日	方法
6月中旬	受講推薦(申込)書に記載の連絡先へ郵送 ※6月19日(金)までに届かない場合はお問い合わせください。

9 受講費用

初任者研修講義部分の受講費用は1人 7,000 円程度で調整中ですが,受講希望人数に応じて増減する可能性があります。また初任者研修(後半 5 日間)のお申込みの際には、別途演習費用が発生いたしますので、あらかじめご了承ください。

確定額と振込先など詳細は受講決定通知にてお知らせしますので、受講決定後にお支払いください。受講決 定通知書に記載の期日までに振込がなかった場合には受講不可とすることがあります。

なお, 受講費用納入後は, 受講者都合による返金はできません。

10 修了証書および受講証明書

次の(1)及び(2)を満たす者に修了証書を交付します。

- (1) 広島県が受講を認めた者のうち、所定のカリキュラムの全科目を修了した者
- (2) 視聴後の課題を研修事務局へ期日までに提出をし、内容が適当と認められた者
- ※課題未提出や配信サイトへのログインが確認できない等, 県が適当でないと判断した者には修了証 書の交付はできません。

11 その他

(1) 遅刻について

原則として配信サイトへのログインが講義の開始から 30 分以上遅れた者は欠席とみなします。視聴ができない場合は、すみやかに研修事務局へ連絡してください。

① 30 分以内の遅刻

講義の進行状況によって、視聴をしていない時間の補完の必要がある場合、追加課題をお願いすることがあります。

② 30 分以上の遅刻

原則として欠席とみなします。途中で聴講できなくなった場合も、すみやかに事務局へ連絡してください。聞き取り上受講の可否を決定させていただきます。視聴をしていない時間の補完の必要がある場合、追加課題をお願いすることがあります。

- (2) 虚偽の申込や他人の作成した課題の複製等, 県が悪質と判断した場合は, 当該研修の受講及び修了は認めません。また, 不適正と決定した事案は, 当該事業所等を指導する関係機関に情報提供します。
- (3) 個人情報は、広島県個人情報保護条例(平成16年広島県条例第53号)の規定に基づき、適切に取り扱います。
- (4) 修了者については、広島県が修了者名簿を作成・管理し、市町等から照会があった場合には、必要に応じて情報提供します。